

# **職業訓練の実施等による特定求職者の就職 支援に関する法律施行規則の一部を改正す る省令案概要**

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律  
施行規則の一部を改正する省令（案）について（概要）

**1. 改正趣旨**

- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省令第 93 号。以下「規則」という。）第 2 条各号において、申請のあった職業訓練について厚生労働大臣が認定する際の基準（以下「認定基準」という。）を規定している。
- また、法第 5 条の規定に基づき、当該認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を実施する機関に対する助成として、認定職業訓練実施基本奨励金及び認定職業訓練実施付加奨励金（以下「奨励金」という。）を支給しており、規則第 8 条においてその支給基準を規定している。
- さらに、法第 7 条の規定に基づき、特定求職者が認定職業訓練を受けることを容易にするため、特定求職者に職業訓練受講給付金を支給しており、規則第 11 条においてその支給基準を規定している。
- これらの基準について、育児や就業等の事情により決まった日時に職業訓練を受講することが困難な者が職業訓練を受けやすくするため、認定職業訓練の実践コースとしてオンデマンド型訓練（実施日が特定されていない科目を含む職業訓練をいう。以下同じ。）を実施すること等ができるよう、規則第 2 条、第 8 条及び第 11 条等について所要の改正を行う。
- 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされる方等が仕事と訓練受講を両立しやすい環境を整備するため、規則附則第 3 条の 6 において、職業訓練受講給付金のうち職業訓練受講手当に関する暫定措置の規定を設けているところ、現下の状況に鑑み、当該暫定措置の期限を延長するための改正を行う。

**2. 改正内容**

- (1) 求職者支援訓練の訓練期間等の認定基準（規則第 2 条及び附則第 3 条の 5 の改正）
  - オンデマンド型訓練の対象者は、育児中など特に配慮を必要とする特定求職者等（特定求職者であって公共職業安定所長の指示を受けたもの等をいう。以下同じ。）であって、厚生労働省人材開発統括官が定めるものとする。
  - オンデマンド型訓練については、訓練期間を 2 月以上 6 月以下、訓練時間を原則として月 80 時間以上（令和 5 年 3 月末までは月 60 時間以上）とする。また、認定職業訓練を受けることを容易にするため、オンデマンド型でない訓練についても、育児中等の特定求職者等については、訓練期間を原則として 2 月以上 6 月以下とする。
  - 令和 5 年 3 月末までは、訓練期間が 2 月以上 3 月末満又は訓練時間が月 60 時間以上 80 時間未満であるオンデマンド型訓練について、欠格の基準となる就職率を 30% とする。

**(2) 奨励金の支給基準（規則第8条及び附則第3条の5の改正）**

- オンデマンド型訓練を実施する機関に対する奨励金は、当該機関が定める時間数の8割以上の受講を要件として支給する。また、支給単位期間が28日未満である場合は、当該支給対象期間における8割以上の受講を要件とし、当該支給単位期間から土日祝日を除いた日数に基づく日割り計算により支給する。
- 訓練期間が2月以上3月未満又は訓練時間が月60時間以上80時間未満であるオンデマンド型訓練を実施する機関に対する奨励金は、令和5年3月末までの間、就職率30%未満の場合は支給なし、就職率が30%以上55%未満の場合は修了者1人当たり月1万円、就職率が55%以上の場合は修了者1人当たり月2万円とする。

**(3) 職業訓練受講手当の支給基準（規則第11条及び附則第3条の6の改正）**

- 職業訓練受講手当の支給対象に認定職業訓練の実践コースのオンデマンド型訓練を加える。
- 職業訓練受講手当の支給要件のうち月収8万円以下であることとする要件について、シフト制で働く方等については、規則附則第3条の6の規定により、令和3年2月25日から同年9月30日までは月12万円以下に引き上げる暫定措置を講じているところ、当該期間を令和3年2月25日から令和4年3月31日までに延長する（※）。

※ 職業訓練受講手当は、おおむね1月ごとに区切られた支給単位期間ごとに支給申請を行い、当該支給単位期間について支給決定をすることとしているため、支給単位期間の初日が令和3年2月25日から令和4年3月31日までの間にある場合においては、当該支給単位期間以降の支給単位期間（令和4年3月31日以降のものを含む。）について本措置を適用することとなる。

**(4) その他**

- その他所要の措置を講じる。

**3. 根拠条項**

法第4条第1項第3号、第7条第2項及び第19条

**4. 施行期日等**

公布日：令和3年9月中旬（予定）

施行期日：令和3年10月1日

# 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)について

- 1 育児や就業等の事情により決まった日時に職業訓練を受講することが困難な者が職業訓練を受けやすくするため、認定職業訓練の実践コースとしてオンデマンド型訓練(実施日が特定されていない科目を含む職業訓練をいう。以下同じ。)を実施すること等ができるよう、所要の改正を行う。

## 職業訓練受講手当の支給基準

現行 公共職業訓練等のオンデマンド型訓練を職業訓練受講手当の支給対象とする。



改正案

職業訓練受講手当の支給対象に認定職業訓練の実践コースのオンデマンド型訓練を加える。

- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、シフトが減少したシフト制で働く方等が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境を整備するため、職業訓練受講給付金のうち職業訓練受講手当に関する暫定措置の規定を設けているところ、現状の状況に鑑み、当該暫定措置の期限を延長するため、所要の改正を行う。

## 職業訓練受講手当の収入要件に係る暫定措置の期限延長

現行 職業訓練受講手当の収入要件について、令和3年2月25日から同年9月30日までの間は、シフト制で働く方等(※)について、月収入8万円以下を、月収入12万円以下とする。



改正案

職業訓練受講手当の収入要件について、令和3年2月25日から令和4年3月31日までの間は、シフト制で働く方等(※)について、月収入8万円以下を、月収入12万円以下とする。

(※)シフト制で働く方、フリーランス等の収入が変動する者で、月収入が8万円を超える者等

## 3 施行期日等

公布日：令和3年9月中旬(予定) 施行期日：令和3年10月1日

## ○ 概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講し、再就職や転職を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、離職して収入がない者を主な対象としているが、収入が一定額以下の場合、在職中に給付金を受給しながら、訓練を受講できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

## ○ 制度活用の要件

<span style="border: 1px solid green; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">A</span>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハローワークに求職の申し込みをしていること</li> <li>● <u>雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと</u></li> <li>● 労働の意思と能力があること</li> <li>● 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと</li> </ul>
<span style="border: 1px solid green; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">B</span>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>本人収入が月8万円以下</u> [シフト制で働く者などは月12万円以下 (令和3年9月末までの特例)]</li> <li>● <u>世帯全体の収入が月25万円以下</u></li> <li>● <u>世帯全体の金融資産が300万円以下</u></li> <li>● 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない</li> <li>● 全ての訓練実施日に出席している (やむを得ない理由がある場合でも、8割以上の出席率がある)</li> <li>● 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない</li> <li>● 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない</li> </ul>

## ○ 主な対象者

給付金を受けて訓練を受講している者 [AとBに該当する者]	
離職者	雇用保険の適用がなかった離職者 フリーランス・自営業を廃業した者 雇用保険の受給が終了した者など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正規雇用への転職を目指す者など
給付金を受けずに訓練を受講している者 (職業訓練を無料で受講) [Aのみ該当する者]	
離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある者など (親と同居している学卒未就職者など)
在職者	働いていて一定の収入のある者など (フリーランスで働きながら、正規雇用への転職を目指す者など)

## ○ 求職者支援制度の対象となる職業訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を、求職者支援訓練として認定
- 求職者支援訓練は、地域の求人ニーズを踏まえ都道府県ごとに策定された「地域職業訓練実施計画」に基づき認定
- 訓練受講者が希望する場合、給付金を受給しながら公共職業訓練など（※）を受講することができる

※ 公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象とする訓練。求職者支援訓練は主に雇用保険を受給できない者を対象とする訓練  
雇用保険受給者は、希望する場合に求職者支援訓練を受講できるが、雇用保険を受給できない者の受講が優先される  
公共職業訓練の期間は、3か月から2年（令和3年度末まで特例として1か月から2年）「など」は就職氷河期世代向け訓練など

## ○ 求職者支援訓練の種類

基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを付与する訓練	
	訓練期間	2か月から4か月	
	訓練分野	ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科など	
	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練	
	訓練期間	3か月から6か月（就職に直結する資格を取得できる介護分野などは2か月から） ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から（令和3年度末までの特例）	
実践コース	訓練分野	IT	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラミングマ育成科など
		営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
		医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
		介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
		デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など		

## ○ 求職者支援訓練の実施機関に対する奨励金

基礎コース	基礎コース：受講者数に応じて定額を支給：6万円/人月
実践コース	訓練修了者のうち、特に安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者の割合に応じて支給 60%以上：7万円/人月、35%以上60%未満：6万円/人月、35%未満：5万円/人月 ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは、55%以上：7万円/人月、30%以上55%未満：6万円/人月、30%未満：5万円以上/人月

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給

## ○ 職業訓練受講給付金の支給額

訓練受講手当	月10万円 ※ 訓練開始日から1か月ごとに区切った期間の日数が28日未満の場合、1日当たり3,580円
通所手当	訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）
寄宿手当	月10,700円 ※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに支給

※ 給付金を受給しても訓練期間中の生活費が不足する場合、給付金に上乗せして資金を融資する制度により支援

[求職者支援資金融資]

- ・貸付額：単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×給付金の受講予定訓練月数
- ・利率：2%（うち信用保証料0.5%）・担保・保証人：不要

## ○ 訓練受講者に対する就職支援

- ハローワークが、訓練受講者ごとに就職支援計画を作成し、職業訓練の情報提供から訓練終了後の就職までの支援を、訓練実施機関と連携を図りながら、個別・伴走型できめ細かに行う

### ※ 就職支援のながれ（3か月訓練の例）

